

別表六（二十七）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人が措置法第 42 条の 12 の 7 第 2 項又は第 3 項《特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合（当該事業年度の翌事業年度以後の各事業年度において同項の規定の適用を受けようとする場合を含みます。）に記載します。
- 2 「措法第 42 条の 12 の 7 第 2 項の規定の適用可否」の欄は、措置法第 42 条の 12 の 7 第 2 項の規定の適用を受ける場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときに「可」と記載します。
 - (1) 別表六（七）「9」若しくは「10」の要件及び同表「13」若しくは「14」の要件のいずれにも該当し、又は同表「18」の要件に該当する場合
 - (2) 措置法第 42 条の 4 第 19 項第 7 号《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》に規定する中小企業者（同項第 8 号に規定する適用除外事業者又は同項第 8 号の 2 に規定する通算適用除外事業者に該当するものを除きます。）又は同項第 9 号に規定する農業協同組合等に該当する場合
- 3 「認定国際経済事情激変事業適応計画の認定年月日 2」の欄は、「特定生産性向上設備等に係る確認を受けた年月日 1」の欄にその確認を受けた年月日を記載した措置法第 42 条の 12 の 7 第 1 項に規定する特定生産性向上設備等が同条第 3 項に規定する認定国際経済事情激変事業適応計画に記載されたものである場合に、当該認定国際経済事情激変事業適応計画に係る同項に規定する認定があった年月日を記載します。
- 4 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額 10」の欄は、法第 42 条から第 49 条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載すること。
- 5 「翌期繰越額 31」の各欄の外書には、別表六（六）「8」又は別表六（六）付表「2」の各欄の金額を記載します。この場合において、別表六（六）「8」の金額が「前期繰越額又は繰越可能当期税額控除限度額 29」の「当期分」の金額を超えることとなるときはその超えることとなる部分の金額を控除した金額を記載し、「計」及び「合計」の欄の記載に当たっては、その外書きした金額を含めて計算します。